

第3編 計画の推進に向けて

第3編 計画の推進に向けて

第1章 計画の進行管理

第1節 計画の推進・管理体制

1 組織体制

計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためにには、本計画が確実に推進されるような仕組みを整備することが必要です。このため、市は、市民、事業者、市民団体などと協働して効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行っていきます。

(1) 環境管理委員会【市内部の推進体制】

環境の保全及び創造に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として市長を統括者とし、関係部局長により構成する「環境管理委員会」を設置しています。この委員会で市役所の各部局間の連携及び取り組みの調整を図りながら、「×（かける）環境アクション」を推進するなど、総合的に取り組みを進めています。

(2) 環境審議会*【外部の調査・審議体制】

環境の保全及び創造に関する基本的事項等について、調査審議するために設置しています。

この審議会は、市民及び学識経験者、関係団体等で構成されており、市長は環境の状況や環境保全等について諮問や報告を行い、意見等を求めていきます。

(3) ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク【外部の推進体制】

市民・事業者・行政による「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現に向けた理解促進や情報交換、連携の場として設置しています。

このネットワークには、幹事団体の他、パートナー団体・サポート団体、パートナー市民が参加し、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向け、市民・事業者・行政が連携した取組を推進していきます。

2 連携・協働体制のあり方

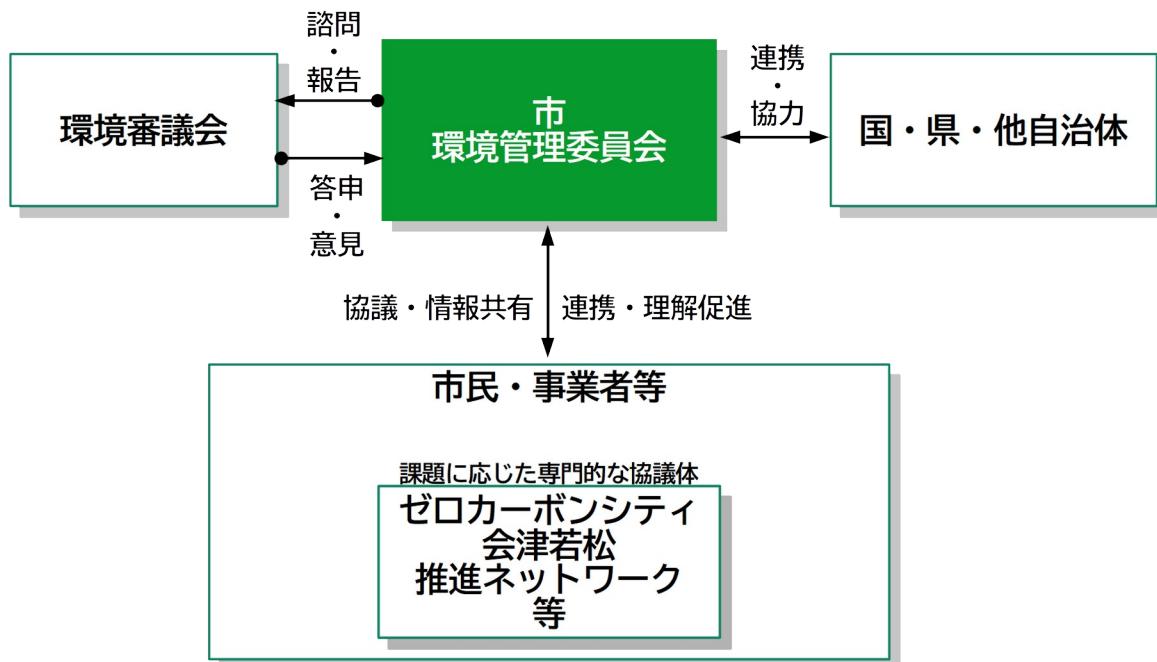
(1) 市民・事業者等との連携・協働体制の整備

環境基本計画の目標を実現するため、市は、積極的に啓発活動を行い、各種情報の共有化を図りながら、市民・事業者や市民団体等との情報交換や事業の連携・協働を進めます。

第3編 計画の推進に向けて

(2) 広域的な連携・協力の推進

広域的な環境課題や地球環境問題等については、地方自治体の域を越えて相互に影響を及ぼし合うため、市は、国、県や他の地方自治体との緊密な協力・連携を図ります。



第2節 計画の進行管理

1 進行管理の基本的な考え方

本計画では、目指すべき将来像の実現に向けた環境の保全及び創造の取組や各主体が行うべき取組を示していますが、その実効性を確保するために、計画の進行管理は、重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、取組の効果を客観的に評価し、改善点を見いだして速やかに措置を講じる必要があります。

このことを踏まえて、市は、本計画の進行を環境マネジメントシステムの基本的なサイクル（P D C A サイクル*）にのっとった形で管理します。

2 取組の実施状況の把握と公表

本計画では、基本目標ごとに具体的な数値目標を設けており、市が毎年度数値を把握することで取組の実施状況の把握・評価を行います。また、数値目標を設けていない取組についても、計画に基づき実施されている具体的事業の内容等を把握し、評価を行うことにより管理します。

さらに、把握した取組の実施状況などは、毎年度、年次報告書として取りまとめ、環境審議会等に報告するとともに、「会津若松市の環境」を作成し、市ホームページ等を通じて公表し、「環境管理委員会」で評価を受けます。

3 進行管理の流れ

市が行うP D C Aサイクルに基づく本計画の進行管理の流れは以下のとおりです。

1 実施計画の策定（Plan）

本計画に掲げられた取組について、当該年度の実施計画を作成します。

2 取組の推進（Do）

年次実施計画に基づき、取組を市民・事業者とともに推進します。

3 取組状況の点検・評価（Check）

各取組の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者等へ公表するとともに、環境審議会等に報告するなど、意見や提言を踏まえ、「環境管理委員会」で評価を行います。

4 事業等の見直し（Action）

点検、評価の結果を基に、取組内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。

